標識

下記特定空家等の所有者もしくは管理義務者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 14 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、令和 5 年 3 月 2 日付け発江住第 131 号により、命ぜられています。

記

- 1. 対象となる特定空家等
 - (ア)所在地 日野郡江府町大字小江尾 651 番地1

(イ)種類 居宅

2. 措置の内容

特定空家の早期除去

※除去される際には、町の補助金(対象経費の5分の4、上限50万円まで)を利用することができます。利用を検討される場合は、条件などありますので、除去作業をされる前に役場担当課へ相談ください。

※建物内に残置されている動産等は期限までに運び出すなど処置してください。

3. 命ずるに至った事由

当該空家は老朽化により、家屋一部のトタンが風によって周囲の民地に飛ばされる事象が発生していました。近隣住居や住民に被害が及ぶ状況であり、保安上非常に危険で衛生上も有害な状態であることから、特定空家として認定されました。

令和5年1月31日には、積雪等の影響により家屋の一部が崩れ、隣家の壁に接触するなど危険性が高まっており、同日付けにて指導書をお送りしています。

このまま放置されれば損害や傷害による賠償問題にも発展する恐れがありますので、早期の対処をしていただくよう、命じます。

4. 命令の責任者

江府町役場 住民生活課 参事 中尾達治 連絡先 0859-75-3223

5. 措置の期限 令和5年3月9日